

小郡市開発公園設計指針

令和6年7月17日

小都市開発公園設計指針

都市計画法施行規則第 25 条（公園に関する技術的細目）

規則第 25 条（公園に関する技術的細目）

令第 29 条の規定により定める技術的細目のうち、公園に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 面積が 1,000 m²以上の公園にあっては、2 以上の出入口が配置されていること。
- 二 公園が自動車交通量の著しい道路等に接する場合は、さく又はへいの設置その他利用者の安全の確保を図るための措置が講ぜられていること。
- 三 公園は、広場、遊戯施設等の施設が有効に配置できる形状及び勾配で設けられていること。
- 四 公園には、雨水等を有効に排出するための適当な施設が設けられていること。

1 整備基準

(1) 公園の配置

- ① 公園の配置は、交通量の多い道路、がけ、鉄道、危険物を取扱う建物等の隣接地を避け、公園利用者が安心・安全に利用できるように計画すること。
- ② 2500 m²以上の公園は、敷地の 2 辺以上が道路に接していること。

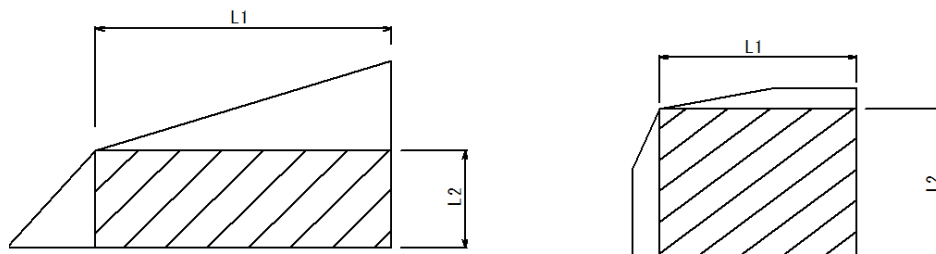
(2) 公園の形状

公園は、本来の目的を達成する十分な施設等が適正に配置され、かつ有効に利用できるものであること。

公園の形状は、公園内広場及び遊具等の施設を有効に配置できるように、概ね正方形もしくは長方形とすること。

- ① 最小幅は、最大幅の 1/3 以上を確保するものとする。
- ② 地形上やむを得ない場合等により、屈曲及び複雑な形状となる場合は、有効利用できる敷地を公園の必要面積とする。なお、有効利用できる敷地面積は、上記の①を考慮し算出するものとする。（図 1-1 参照）
- ③ 有効利用できる敷地面積は、複数の正方形もしくは長方形を用いて算出することはできないものとする。ただし、公園管理者がやむを得ないと判断した場合は、この限りでない。
- ④ 公園等の敷地内には危険な斜面地（がけ及び崩壊、流失のおそれのある法面）等、利用する上において障害または危険となる地物を含んではならず、これらの土地に接してはならない。ただし、法面保護工等その他必要な措置が講じられており、公園利用者が安全に利用できる場合は、この限りではない。

図1-1 有効敷地（公園の必要面積）の考え方



▨ …有効敷地（公園の必要面積）

L1：矩形の最大幅（ $L1 \leq 3 \times L2$ ）
L2：矩形の最小幅

(3) 公園の施設

新設する公園内には、都市公園法に基づく公園施設を設けること。

また、占用許可が必要な工作物、その他の物件及び施設を含まないこと。

①外周構造物

- a 公園利用者の安全のため、公園の外周にはフェンスを設置すること。また、フェンスの高さについては、1.2mを標準とするが、公園管理者と協議の上、決定すること。

参考製品：朝日スチール工業(株)FM フェンス（白）同等品以上可

- b 公園の外周に擁壁及び土留めを設置する場合は、基準に準じて設計すること。なお、擁壁及び土留めの基礎部分は、民地へ越境しないように留意すること。

②境界

公園敷地の境界は、コンクリート杭もしくは境界プレートにて敷地内に設置すること。

③出入口

- a 公園の面積が1,000㎡未満の場合は1箇所以上、1,000㎡以上の場合は、2箇所以上の出入口を設け、原則として、「小都市都市公園移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に基づく構造とすること。
- b 出入口は全て道路に面して設けることとし、車両の通行が可能な幅員を確保すること。また、原則としてコンクリート等によって舗装すること。
- c 出入口付近には、車止め（脱着式・南京錠付き）を設置すること。なお、車止め間の幅は、有効幅員120cm以上確保すること。

参考製品：(株)サンポール：PA-11SK-F00 ステンレス製φ101.6、H=850同等品以上可

- d 段差が生じる場合は、2cm以下とすること。

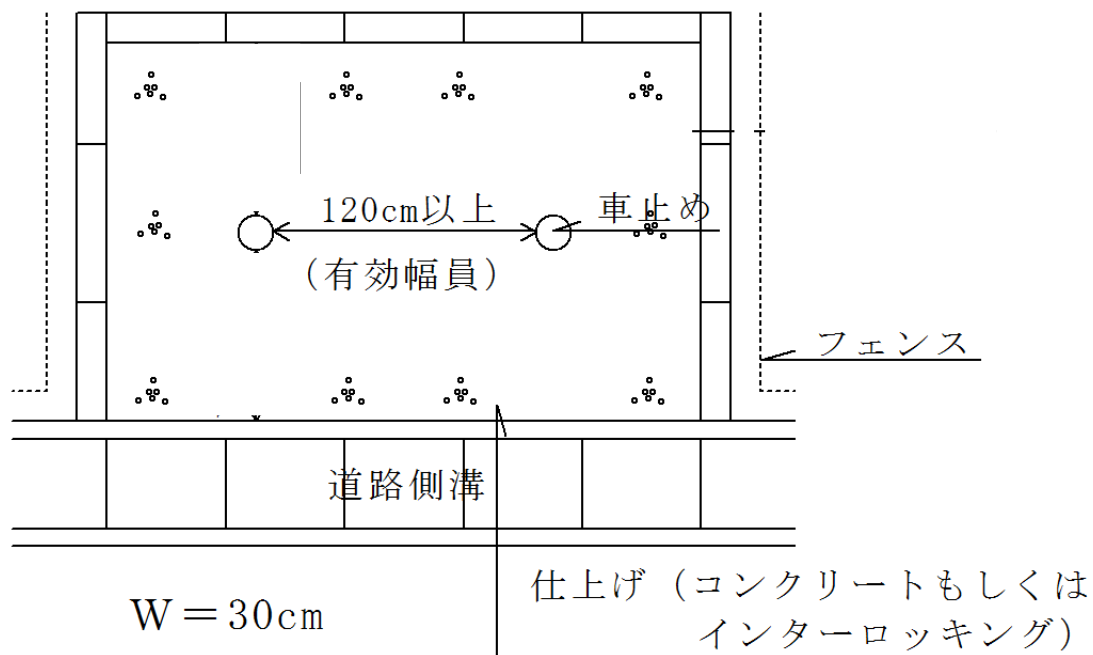


図1-2 公園の出入り口

④ 仕上げ（表面）

公園敷地内の仕上げ（表面）は、土系舗装、その他公園管理者が認めたものとする。また、表面の勾配は、雨水排水を考慮し、1%以下程度とすること。
 ※残材、転石を除去し、不陸の無いように転圧すること。

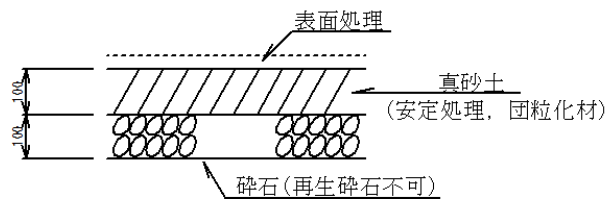


図1-3 土系舗装（透水性保水型）

⑤排水施設

公園敷地内の雨水等を有効に排出するため、必要に応じて側溝、集水桝、管渠等を適切に設置すること。また、可能な限り浸透施設の設置を行い、雨水流出抑制に努めること。

小都市開発公園設計指針

⑥公園施設

公園施設は、表1-1を参考に公園の規模に応じて設置すること。また、各公園施設の内容については、公園管理者と協議の上、決定すること。

表1-1 公園施設の設置表（参考）

公園施設	300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上
	遊戯施設	○	○	○
休憩施設	○	○	○	○
植栽	○	○	○	○
公園灯			○	○
看板			○	○
給水施設			○	○
園名板	○	○	○	○

また、公園の面積が概ね20,000 m²程度の場合は、便益施設（便所等）の設置について公園管理者と協議すること。

a 遊戯施設

- 公園の有効面積が100 m²未満の場合は、遊戯施設を1基設置すること。
また、公園の有効面積が100 m²以上の場合は、遊戯施設を2基以上（同種不可）設置すること。
- 遊具は一般社団法人日本公園施設業協会が発行する「遊具の安全に関する規準（最新版）」を満たし、かつ公園施設団体賠償責任保険加入証を公園管理者に提出すること。
- 木製の遊具は使用しないこと。

b 休憩施設

- 休憩施設（ベンチ、テーブル等）は、遊戯施設及び広場として利用する場所にできる限り設置することとし、宅地が隣接している場合は十分配慮すること。
※木製のものは使用しないこと。ただし、合成木材等はこの限りではない。

c 植栽

- 樹木が健全に育成できる環境であり、都市の自然環境の保全及び都市景観の向上に資するものであること。
- 道路及び公園内の見通しを確保し、樹木による防犯上の死角を生み出さないこと。
- 現地の土壌が植栽に適さない場合は、必要に応じて改良土または良質土を用いること。

小都市開発公園設計指針

- ・道路及び隣接する敷地に沿って植栽する場合は、樹木の枝が将来において越境しないよう、配置及び樹種を考慮すること。

- ・300㎡未満の公園においては、低中木を標準とし植樹するものとする。

d 公園灯

公園灯は、原則としてLED灯を設置すること。また、電気の使用料金については、公園管理者に移管されるまでは事業者負担とする。

e 看板

看板の設置箇所、内容等は、公園管理者と協議の上、決定すること。

f 給水施設

- ・給水施設（水飲み器、手洗い場）の設置箇所については、公園管理者と協議の上、決定すること。

- ・水道の使用料金については、公園管理者に移管されるまでは事業者負担とする

g 園路

園路等は、幅員2.0m以上とし、舗装については管理用車両の進入等も考慮した構造とすること。

h 園名柱

出入口付近の見やすい場所に園名柱等を設置すること。また、園名については事前に公園管理者と協議すること。仕様については擬木の園名柱とする。

参考製品：(株)ナベシマ 標識柱1号(GP-1)同等品以上可

i 材料の承認

事業者は工事着手前に、使用する製品について公園管理者の承認を得ること。

2 その他

(1) 公園の帰属

公園を帰属する場合には、下記の土地を含まないこと。

- ① 所有権以外の第三者の権利（地役権、抵当権等）が設定されている場合。
- ② 占用（使用）許可申請が必要な構造物（公園敷地上空を横断する高圧送電線を含む）がある場合。ただし、公園管理者と事前に協議し占用（使用）許可申請を行う場合はこの限りでない。

(2) 提出資料

工事完成後、公園台帳（図面、jww版図面データ、写真）を作成し公園管理者に提出すること。